登園許可証(医師記入)

クラス 園児名 どんぐり山保育園

疾患名	登園のめやす
該当欄に☑をお願いします	
麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
インフルエンザ(型)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	※無症状感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過すること
風しん	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現後5日を経過するまで。かつ、全身状
(おたふくかぜ)	態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められていること(症状が治まり、連続
(ベロ毒素を産生する大腸菌	2回の検便によって菌陰性が確認されたもの)
0-157.026.0111等)	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

この登園許可証については、学校保健安全法および、こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、 練馬区医師会、保健所、保育課で協議を行い作成しています。

なお、上記の疾患については、医師の許可を頂いてからの登園となります。

どんぐり山保育園園長 様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので<u>令和年月月</u>から 登園可能と判断します。

令和 年 月 日 医療機関名

電話番号

医師名

※かかりつけ医の皆様へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと 判断され登園を再開する際には、この「登園許可証」を保育園に提出してください。